



公益財団法人日本アイスホッケー連盟 評議員会運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）における評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の招集

(招集者及び手続)

第2条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

3 前2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 評議員会を招集する者は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の通知には、第2条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。



第3章 評議員会の議事

(議長)

第4条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。議長選出までは事務局が進行を行う。

(定足数)

第5条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第6条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第7条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事・監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事、監事又は当該議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第180条の規定により評議員から招集の請求があった場合、同法第184条の規定により提案があった場合、同法第185条の規定により議案の提出があった場合、又は第191条に係る議案の提出があった場合は、議長はその評議員に議題又は議案の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

3 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることにより本連盟その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。



(議題の審議)

第8条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第9条 評議員は、評議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、評議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第10条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が議決されたときは、事務局が仮議長になり、議長を出席評議員の中から選出する。
- 3 議長不信任動議は再提出することはできない。

(決 議)

第11条 評議員会の決議は定款第19条に基づき行う。

- 2 議長は、議題について質疑及び議論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議決することができる。議決は原則として議案ごとに行うものとする。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の議決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次議決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち議決することができる。
- 5 議長は、議決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は議決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は議決の結果を確認する直前にのみ行使し、議決の結果に算入することができる。



(議事録)

第12条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席評議員の代表2名以上がこれに記名押印しなければならない。
- 3 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した評議員に対して資料を配布するとともに、すべての評議員に議事録の写しを遅滞なく配布するものとする。

第4章 評議員会の権限

(決議事項)

第14条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 常勤の理事及び監事の報酬等についての、それぞれの総額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及び定款に定める事項

第5章 事務局

(事務局)

第15条 評議員会の事務局事務は、専務理事がこれを行う。

第6章 雑則

(改 廃)

第16条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。



Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone] (+81)03-3481-2404 [Fax] (+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL] <http://www.jihf.or.jp>

附 則

本規程は、平成 28 年 9 月 24 日から施行する。

(平成 28 年 9 月 24 日開催定時評議員会決議)



別 表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、＜会計監査人＞又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
 - (5) 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき
 - (6) 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席して意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は＜会計監査人＞の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名